## 11 経済産業省(臨時提案第1回 再々検討要請).xls

管理=	一ド 要望	事項 該当法	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由 の が 数	措置のの 各府省庁からの提案に対する回答 内容	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 「措 の分 の! 類」の 容. 見直し 見i	O内 FIの	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	- 提案主体からの再意見	プログラ 管理番号	提案 主名	都道府県	県 制度の所管・ 関係官庁
11	「意標出の管理を 商録続度産士する の0010 記書放 生産主なへ	の登 手 知的 理技 弁理士 格を 行政	願手続を含む 工業所有権に 関本の手続の付 理及び書類の 作成について は、弁理士の	出知管士有政「及権出知管士有政「及権出的理資す書意びの願財技格る士匠商登願」	弁理士は産業財産権(特許・実用新来・意匠・商標)の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なくしかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「井理士追疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。国に4万人いる地域密層あ一次在専門家であり、知的財産権を登録手続・ライセンス契約書等の作成・交渉を行っており、行政書士は知的財産権全般に関する一定の実務能力が担保されている。さらに、知的財産を智技体に支稽を有る行政書士は知的財産を担保とが、行政書出は知知財保をおている。さらに、知的財産を智技体に支稽を有る行政書士は「意匠権及び商標権の登録出願手続」における相当の能力が担保されている。とうに、知的財産を智技体に対格を有る行政書士は「意匠権及び商標権の登録出願手続」における相当の能力が担保されている。「弁理士過疎地域」における企業の利便性の向上の観点から、知的財産を関す後に対し、知り財産を利用でいる。「非理士過疎地域」における企業の利便性の向上の観点から、知的財産を開発を有る行政書士が「常匠権と商標権の登録出願手続」を行えるようにすべきである。	商標登録出願の手続代理においては、出願人が事業等において使用を考えている商品や役務を適切に指定するとともに、4 の商標との類似性・識別力に対し的確な判断を行うことで、出願人が求める商標権の権利範囲に応じて適切かつ的確に出願権利を取得できるよう業務を遂行する必要があるが、そのためには、弁理士が有する商標制度を含む知的財産制度について高度な専門的知識と能力が不可欠である。また、意匠無制度は特別調度・経過がある。また、意匠無制度を含む知的財産制度について高度な専門的知識と能力が不可欠である。また、意匠無利度等と同様に創作を保護するものであって、特許法、実用新案法に規定される新規性や進歩性など(登録要件と同等のものが、意匠法にも規定されている。そのため、出願を行う際には、出願に係る意匠がこれらの登録要件を方があた。また、意匠法の規定の多が特等法の準用規定であることを鑑みると、意匠登録顧の手続代理においても、特許出願手続と同様に、弁理士が有する知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。 気に、的確な判断が行われなかった場合、依頼人のみならず、利害関係者に対して不測の損害、不利益を与えるおそれがあまた。意匠、商権の登録となるまでには、出願のおで完了するものではなく、最終的に登録となるまでには、出願後における審すからの通知に対する意見書、補証事等の作成、審判や訴訟への対応など、参拝の業務に対応することが必要となる。意匠、標登録出願に当たっては、そうした手続を視野に入れた慎重な対応が求められる。したがつて、意匠、商標登録出願の代理業務は、産業財産権全般に関する専門的知識や目かを有する弁理士が行うことが、要である。この点、行政書士となるための行政書士試験において、知的財産の管理、活用を行う能力を証明するものであって、弁理に求められているような特許庁への手続に関する専門的知識・能力が担保されているとはいえない。また、知的財産管理技能士は、企業・団体の内部において、知的財産の管理、活用を行う能力を証明するものであって、弁理に求められているような特許庁への手続に関する専門的知識・能力を担保するものではない。したがって、知的財産管理技能士である行政者主について、登録出願手続業務を担わせることは適切でない。また、現在、共理士の存在しない都道府県は無く、弁理士数が多いとは言えない地域に対しては、日本弁理士会が、地域窓責任者を配置するとともに、各地域に出張可能な弁理士を検索することとのではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える、行政書士に出願手続きを開放することとは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える、行政書士に出願手続きを開放することとは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える、行政書士に出願手続きを開放することとは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える、行政書は、日本に対しないませいませいないませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませいませい	の うち出 」 。 ・ 古根 家里 主体 路 東 全 路 会	知的財産に対して、	C	_	特許をはしめとした工業所有権は、第三者に対し独占排他的な効力を有する極めて影響の大きい私権であることから、専門的知見を持たない者がその出願手続代理等を行った場合、ユーザーの利益を損なうだけでなく、利害関係者に対して不測の機等、不利益を与えるおそれがある。こうした公共の福祉の要請にこたえるため、出願手続代理業務は、憲法上の職業選択の自由に関する例外として、法令上一定の資格が必要な者であるチ理土が行うものとして予理士法で定められており、予理士となるのに必要な資質及び学識並以に応用能力があることが外理士となる資格の前提となっている。具体的には、例えば法定化された工業所有権に係る法令等についての試験を行うことにより非理士の出願手続きに関する専門性を担保しているほか、その資質の適正を保了さい、法令違反により資格が劇をされるなどの忠成規定が課されている。 一方、知的財産管理技能検定の試験は、職業能力開発促進法第1条の「労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定と労働者の地位の向上を図る」との規定からも明らかなとおり、企業や団体の職員等がその組織内において知的財産の管理技能検定の試験は、職業能力開発促進法第1条の「労働者の能力を開発し、及び向上させることも関心に対象であり、そもそも法令で定められた特定の職業に従事する資格を付与するための試験とは、全代質が異なるものではない、よって、知的財産管理技能士の資格を有していたとしても、行政書士に登録出願手続業務を担わせることは適切でなよって、知的財産管理技能士の資格を有していたとして、行政書士に登録出願手続業務を担わせることは適切でない。まって、知的財産管理技能士の資格を有していたとしても、行政書士になるうとする者に必要な学識及びその応行した。おり、知り財産管理技能技定の試験に関係を制度が出版されているといり、おといの財産管理技能対定の試験問題において、一部、産業財産権の出願手続に関する試験問題が出版されていたとしても、弁理士に本められているような特許で、の手続に関する高度な専門的知識・能力が、知り財産管理技能士に担保されているとは到底いえない。なら、非理士とは、厳格な要件のもとに資格が付与され、実質的に弁理士となるのに必要な学識及び応用能力を有しているといか、手握士は、厳格な要件のもとに資格が付きされ、実質的に弁理士となるのに必要な学識及び応用能力を有しているといか、手握士の事務を取り扱うことが認められており、弁護士とよ第3条第2項)、弁理士として登録する資格も認めら、(弁理士法第7条2号)。	右提案主体からの意見	知的財産管理技能士には、企業や団体等における特許 庁への手続に関する専門的 別能、能力が担保されている。「章氏体」が担保されている。「章氏体」が担保されている。「章氏体」があるする行足ど専 世が高いが表現では思われない。 理士過疎地域は解消型も出いなでいな。 理士過でいな、弁理士過では、介護地域では、現場では、現場では、現場では、大は提越地域に乗っていな理、は、分理、は、のの代わりに、介理、出の代わりに、介理、出の代わりに、分理、出の代わりに、分理、出の代わりに、企業を提供する。 を表現し、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	0 0 0 1 0 1	個人	香川県	総務省整済産業省